

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

|                |   |
|----------------|---|
| 政策の名称          | 一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額の見直し   |
| 担当部局           | 総務省情報流通行政局郵政行政部郵便課・信書便事業課<br>電話番号:03-5253-5975<br>e-mail:yubinka_comment@soumu.go.jp  |
| 評価実施時期         | 令和5年12月   |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】</p> <p>民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号。以下「信書便法施行規則」という。)第23条では、一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額を定めている。この上限額は、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して定めることとしており、これらを勘案した結果、現在、当該上限額については、郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第23条に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額と同額にしている。</p> <p>当該郵便物の料金の上限額に関して、近年のデジタル化の進展に伴い、郵便事業を取り巻く環境は厳しく、特に、25グラム以下の定形郵便物については、現在の料金では事業の存続が困難な状況であることから、同事業存続のため、郵便法施行規則に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を変更する予定である。</p> <p>そこで、今回は、信書便法施行規則に規定する一般信書便役務のうち25グラム以下の信書便物の料金の上限額の設定について、当該郵便物の料金の上限額の変更を勘案しないことにより、一般信書便事業の制度の維持が困難になる場合をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】</p> <p>郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項に規定する信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書)の一つである郵便物(日本郵便株式会社(以下「日本郵便」という。))の郵便のサービスにより送達される信書の引受物数は、平成13年度をピークに毎年減少しており、近年では、スマートフォンやSNSの普及等デジタル化の進展、国民の生活スタイルの変化等に伴い、今後も大きな減少が見込まれ、日本郵便の営業収益の減少傾向が継続することが見込まれる。</p> <p>また、日本郵便においては、賃金引上げの実施や、燃料価格をはじめとする物価の高騰を適切に委託料等に反映することは、社会的な要請になっており、直近で大幅な営業費用の改善は極めて困難である。</p> <p>今後も郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、郵便事業の安定的な提供を継続するためには、早期の郵便料金の見直しを行う必要があり、特に25グラム以下の定形郵便物については現在の料金では事業の存続が困難な状況であることから、郵便法施行規則に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額を引き上げる予定である。</p> <p>【規制の内容】</p> <p>今般、郵便法施行規則に規定する25グラム以下の定形郵便物の料金の上限額が110円に引き上げられることに伴い、信書便法施行規則に規定する一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金の上限額を110円とする。</p> |
| 規制の費用          | <p>(遵守費用)</p> <p>一般信書便事業者は、信書便法施行規則に基づき、一般信書便役務に関する料金を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>令和5年12月現在、一般信書便事業者として参入している事業者は存在しておらず、今後参入の意向を有している事業者も承知していないため、現時点で新たな遵守費用が発生することは想定されないが、当該届出の費用について、仮に、一の一般信書便事業者が1回総務大臣に届出をするため、書類の作成作業や提出作業に20時間、担当者3人を要するものとする、費用は155,520円になる。</p> <p>(行政費用)</p> <p>本件規制緩和により、民間事業者が一般信書便事業へ参入する際の申請(事業の許可、信書便約款の認可、信書便管理規程の認可)、届出(事業開始届出書)等の手続や審査項目は増加することにはならないため、新たに行政費用は発生しない。また、本件規制緩和の周知については、省令の公布だけでなく、当省ホームページでの掲載や関係団体に対してメール等により行うことを想定しており、新たに行政費用は発生しない。</p>   |
| 規制の効果(便益)      | <p>(直接的効果(便益))</p> <p>—</p> <p>(副次的・波及的な影響)</p> <p>本件は、事業の範囲・方法の制限等新たな規制を課すものではなく、事業者に新たな負担を生じさせるものでもなく、一般信書便事業者の裁量の余地を拡大するための規制緩和であるため、より一般信書便事業者が参入しやすい環境になることが見込まれる。また、日本郵便等との対等な条件下での競争状況となるため、郵便・一般信書便のサービスを利用する者が複数のサービスから利用者にとってより適当なサービスを選択できるようになる可能性がある。</p> <p>その他、当該料金の上限額の引上げに伴い、当該料金が引上げられた際の家計への影響について、総務省統計局の家計調査結果によると、令和4年の1世帯(二人以上の世帯)当たりの「郵便料」(同調査の「郵便料」には、ゆうパック、ゆうメール等の郵便局で取り扱う荷物も含む。)の消費支出額は3,593円で、世帯全体の年間消費支出額(約349万円)に占める割合は約0.1%であり、家計への影響は僅少である。</p>   |
| 費用と効果(便益)の関係   | —   |
| その他関連事項        | <p>【事前評価の活用状況】</p> <p>世帯全体の年間消費支出額に占める郵便料の割合については、本件規制の検討段階で利用し、また、本件規制に係る関係者への説明の際に利用した。</p>   |
| 事後評価の実施時期等     | <p>【事後評価の実施時期】</p> <p>本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】</p> <p>一般信書便事業者の参入数、一般信書便事業者の一般信書便役務に係る引受信書便物数、一般信書便事業者の一般信書便役務に係る売上高、参入した一般信書便事業者における一般信書便役務のうち25グラム以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の実際の料金、日本郵便の第一種郵便物(封書)及び第二種郵便物(葉書)に係る引受郵便物数、日本郵便の第一種郵便物(封書)及び第二種郵便物(葉書)に係る郵便事業の売上高、世帯全体の年間消費支出額に占める郵便料の割合</p>   |
| 備考             |   |